

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年 月 日

奈良県教育委員会委員長 平 田 静 太 朗

奈良県教育委員会規則第 号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条関係）」に改め、同表奈良県立奈良朱雀高等学校の項中「国際ビジネス」を「観光ビジネス」に改め、同表奈良県立山辺高等学校の項中「総合」を「普通、生物学」に改め、同表奈良県立奈良情報商業高等学校の項中「国際流通ビジネス」を「流通ビジネス」に改め、同表奈良県立高取国際高等学校の項中「国際英語」を「普通、国際英語」に改め、「、国際文化」を削り、同表奈良県立王寺工業高等学校の項中「電子機械工学、総合電気工学」を「機械工学、電気工学」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立奈良朱雀高等学校の全日制の課程の国際ビジネス科、奈良県立山辺高等学校の全日制の課程の総合科、奈良県立奈良情報商業高等学校の国際流通ビジネス科、奈良県立高取国際高等学校の国際文化科、奈良県立王寺工業高等学校の電子機械工学科及び総合電気工学科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。